

1. 事業名称

ガラスハウス利活用事業

2. 事業の対象となる公共施設等の名称

ガラスハウスを活用した施設

3. 公共施設等運営権者（以下、「運営権者」という。）の商号又は名称

株式会社G l o b e 代表取締役 関元 崇志

4. 事業期間・運営権の存続期間

(1) 本事業の事業期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

(2) 運営権の存続期間

運営開始予定日から令和14年3月31日まで

(3) 運営権存続期間の延長

10年間を超えない範囲での延長オプション

5. 運営権対価の額（運営権の存続期間全体の支払い額）

公共施設等運営権対価 26,600,000円（税別）

6. 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項及び契約終了時の措置に関する事項

(1) 契約の解除に伴う措置

ア 本市は、次の各号の事由が発生したときは、催告することなく本契約を解除することができる。

- ① 運営権者の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能となったとき。
- ② 運営権者が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について運営権者の株主総会又は取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者(運営権者の取締役を含む。)によってその申立てがなされたとき。
- ③ 運営権者について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
- ④ 正当な理由なく、運営権者が本件事業を放棄したと認められるとき。
- ⑤ 運営権者が、業務報告書に虚偽の記載を行ったとき。

- ⑥ 運営権者について、本件事業の実施に必要となる許認可等が終了又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本件事業の継続が困難となったとき。
 - ⑦ 運営権者が、P F I法第29条第1項第1号のいずれかに該当し、同条第2項に基づく聴聞を行った上で、運営権を取り消されたとき。
 - ⑧ 改善勧告により改善等が行われなかったとき。
 - ⑨ 運営権者について、基本協定書第8条第4項第1号又は第2号に定める事由が生じたとき。
 - ⑩ 運営権者が次のいずれかに該当すると認められた場合
 - a 暴力団（津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）であると認められるとき
 - b 代表者又は役員（以下「代表者等」という。）が暴力団員等（津山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）であると認められるとき
 - c 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - d 代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなど認められるとき
 - e 代表者等が、暴力団又は暴力団員（津山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - f 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき
 - g 暴力団員であることを知らずに雇用・使用していた場合、本市が当該被雇用（使用）者の解雇を求め、これに従わなかったとき
 - h 代表者等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- イ 本市は、次の各号の事由が発生したときは、運営権者に対して是正勧告等を行い、一定期間内に是正策の提出及び実施を求めた上で、運営権者が当該期間内に是正することができなかつたときは、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちにこの契約を解除することができる。
- ① 運営権者が本契約上の誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
 - ② 運営権者がその責めに帰すべき事由により本契約上の義務を履行しないとき（前項各号に該当する場合を除く）。
 - ③ 運営権者が運営権対価等を支払うべき期日を過ぎても支払わないとき。
- ウ 本市及び運営権者は、合意により本契約を終了させることができる。この場合、本契約に別途定めるほか、解除の効果については本市及び運営権者の合意により決定する。

(2) 法令変更による契約の終了

本市及び運営権者は、本契約の締結後における法令変更により、本件事業の継続が困難又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、相手方と協議の上、この契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

(3) 不可抗力等による契約の終了

不可抗力又は火災等により本件施設が滅失又はその大部分が損壊した場合、運営権は消滅し、この契約は当然に終了する。

本市又は運営権者は、本契約の締結後に不可抗力に該当する事由の発生により、本件事業の継続が困難又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、相手方と協議の上、本契約の全部又は一部を解除により終了することができる。